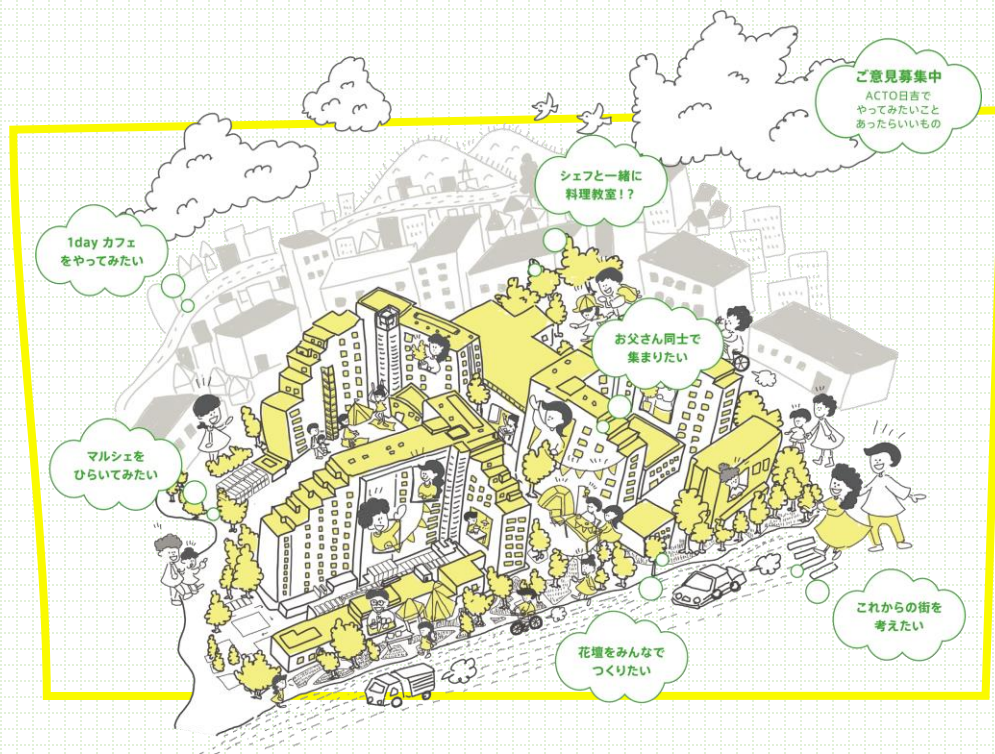


広場・ウェルネスプラザ利用ガイド



BE ACTO

1. 広場・ウェルネスプラザについて 1p
2. 概要 2p
3. 施設紹介 3p
4. 利用料金 4p
5. 占用利用の申請手続き・実施 5p
6. 占用利用のキャンセル手続き 5p
7. 利用制限・遵守事項 6p
8. 利用の取消し、利用の中止 6p
9. 注意事項 7p
10. お問い合わせ先 8p

広場・ウェルネスプラザについて

敷地内に広がる緑豊かな計6か所の広場とウェルネスプラザ。
 日常的な風景となるだけでなく、広さ・目的によってイベントや屋外活動など様々な
 占用利用が可能となります。



はじめに

一般社団法人 ACTO 日吉（以下、当法人）は、「港北箕輪町二丁目地区地区計画」の区域（以下、対象地区）を中心としたエリアにおいて、地域住民、企業、地域教育機関、地域活動団体、行政等の多様な主体と連携しながら「一般社団法人ACTO 日吉エリアマネジメントプラン（以下、プラン）」の10の方針に基づき、地域の課題解決や魅力向上の実現を目指し、エリアマネジメントの取組を実施しています。「港北箕輪町二丁目地区地区計画」で公共施設及び地区施設として定められた広場は、所有者だけでなく、一般に開放され自由に通行又は利用できる区域ではありますが、プランの目的に資するもので、エリアマネジメント組織が取り組む行為について、占用及び一部占用利用が認められています。

また、ウェルネスプラザは、有効空地に定められており、広場と同様に所有者だけでなく、一般に開放され自由に通行又は利用できる区域ではありますが、プランの目的に資するもので、エリアマネジメント組織が取り組む行為について、占用及び一部占用利用（以下、占用利用）が認められています。

広場・ウェルネスプラザの占用利用にあたっては、当該目的を理解し、本規約を遵守した上で占用利用可能となります。

■ 広場・ウェルネスプラザ占用利用目的・用途

広場等を占用利用する際は、当法人の掲げるプランの10の方針のいずれかに該当する活動とします。

尚、占用利用を伴わない日常利用は、通常通り利用できます。

- ① 多世代が交流できる場や機会をつくり、協働で地域の課題解決や魅力向上に取り組める環境をつくる
- ② 地域教育機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちとの触れ合いや学びの機会をつくる
- ③ 防災拠点を核として地域ぐるみで災害時に備え、助け合える関係を築く
- ④ 地域ぐるみで子どもの成長を見守り、支える環境をつくる
- ⑤ 地域の自然、歴史や文化、産業などを知り・学ぶ機会をつくる
- ⑥ 誰もが環境に配慮した暮らしができるための取組をすすめる
- ⑦ 綱島街道を軸とした地域の魅力向上や特色ある景観づくりの取組をすすめる
- ⑧ 若い世代が地域づくりに関心を持ち、参加する機会をつくる
- ⑨ 多様な働き方や、地域での活躍を可能にする仕組みや場を提供する
- ⑩ 地域の課題解決や魅力向上に向けた、柔軟な発想による創造的な取組を応援する

概要

占有利用可能時間 10:00～17:00

※準備・片づけは利用時間の前後1時間までとします

※時間外の利用については、事務局に事前に申請し、認めた場合のみ利用可

※占有利用時間内においても、通行者に配慮して作業・催事等を行ってください

利用イメージ

【Be ACTO会員】

占有利用ができます

※広場の占有利用が可能となるのは原則として、正会員であるプラウドシティ日吉団地管理組合、野村不動産(株)及び一般会員、賛助会員、特別会員のうち、法人格を有する会員とします。

【Be ACTO非会員】

占有利用はできません。

※予約制の占有利用の詳細は、9ページ「占有利用の申請手続き・実施」をご覧ください。



広場・ウェルネスプラザ概要

■ 中央広場（セントラルプラザ）について

地域の交流・憩いの場としての機能、地区内の生活支援・生活利便施設と連携し多様な活動を支える機能等を備えた地域住民が多目的に利用できる広場

■ 概要

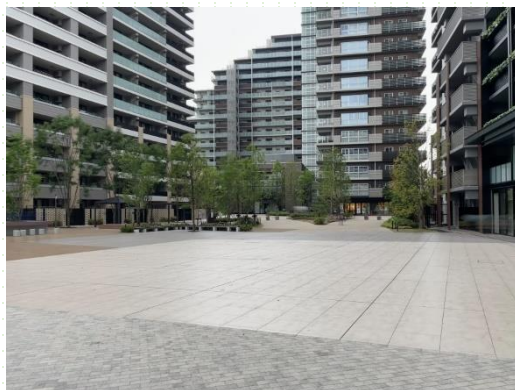
面積：約3,350㎡

■ 利用可能設備

- ・電源：あり
- ・水道：あり



青色部分については歩行者導線確保の為、原則備品等の設置はできません。



中央広場

利用イメージ

【パターン1】
中央広場にテントや什器を設置し、イベントを実施

広場・ウェルネスプラザ概要

■ 広場1（ウェルカムプラザ）について

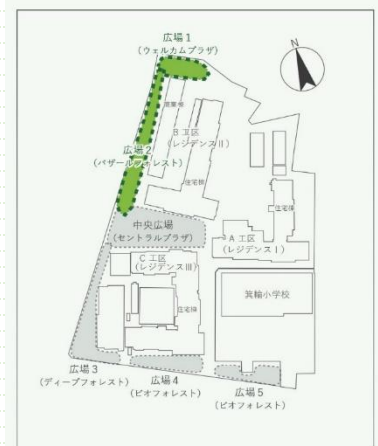
地区の玄関口にふさわしい景観を備えるとともに、生活利便施設と連携したにぎわいを創出する広場

■ 概要

面積：約650㎡

■ 利用可能設備

- ・電源：あり
- ・水道：あり



青色部分については歩行者導線確保の為、原則備品等の設置はできません。



【B】付近

利用イメージ

【A】約3.6m×約3.6m

広場1（ウェルカムプラザ）内の、北側に位置する範囲。背面には木とベンチがある。
利用イメージ：おおよそ1間×1間のテント2張り、1.5間×2間のテント1張りが設置可能。

【B】約3.6m×約3.6m

広場1（ウェルカムプラザ）内の、SoCoLa日吉側に位置する範囲。背面にはSoCoLa日吉の看板が設置してある。
利用イメージ：おおよそ1間×1間のテント2張り、1.5間×2間のテント1張りが設置可能。

広場・ウェルネスプラザ概要

■ 広場2（バザールフォレスト）について

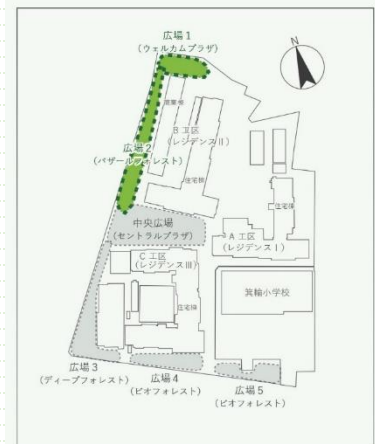
網島街道をより快適で魅力ある空間とするために、生活利便施設と連携したにぎわいを創出するとともに、連続した緑化空間として整備する広場

■ 概要

面積：約1,750㎡

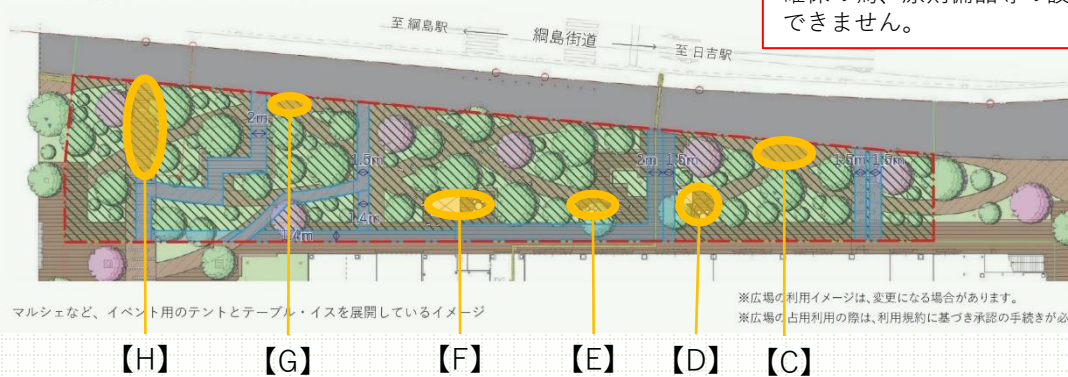
■ 利用可能設備

- ・電源：あり（【E】・【H】近く）
- ・水道：あり



青色部分については歩行者導線確保の為、原則備品等の設置はできません。

広場2（バザールフォレスト）



マルシェなど、イベント用のテントとテーブル・イスを展開しているイメージ

【H】 【G】 【F】 【E】 【D】 【C】



【C】～【D】付近



【H】付近

利用イメージ

【C】約2m×約6m

広場2（バザールフォレスト）内の、網島街道側に位置する範囲。背面には二手に分かれた通路がある。利用イメージ：おおよそ1.5間×2間のテント2張りが設置可能。

【D】約3.6m×約3.6m

広場2（バザールフォレスト）内の、ソクラ日吉側に位置する範囲。ソクラ日吉側を向いて背面にはベンチが設置されている。利用イメージ：おおよそ1.5間×2間のテント1張りが設置可能。

【E】約3.6m×約3.6m

広場2（バザールフォレスト）内の、ソクラ日吉側に位置する範囲。ソクラ日吉側を向いて背面にはベンチが設置されている。利用イメージ：おおよそ1.5間×2間のテント1張りが設置可能。

【F】約4m×約8m

広場2（バザールフォレスト）内の、ソクラ日吉側に位置する範囲。ソクラ日吉側を向いて背面にはベンチが設置されている。利用イメージ：小規模イベント等

【G】約1.8m×約1.8m

広場2（バザールフォレスト）内の、網島街道側に位置する範囲。利用イメージ：おおよそ1間×1間のテント1張りが設置可能。

【H】約4m×約310m

広場2（バザールフォレスト）内最大の範囲。きちじつWONDER BASEにつながる通路にもなる。利用イメージ：イベント等

広場・ウェルネスプラザ概要

■ 広場3（ディープフォレスト）について

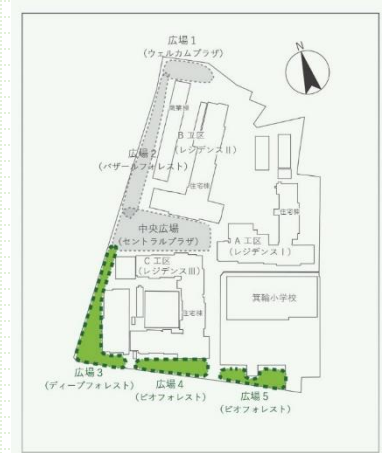
網島街道をより快適で魅力ある空間とするために、生活利便施設と連携したにぎわいを創出するとともに、連続した緑化空間として整備する広場

■ 概要

面積：約1,640㎡

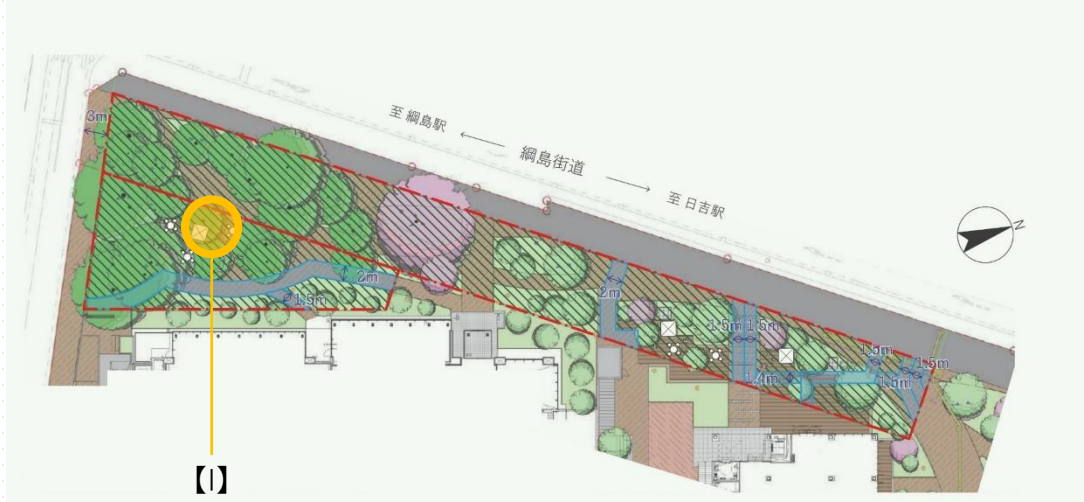
■ 利用可能設備

- ・ 電源：あり
- ・ 水道：あり



青色部分については歩行者導線確保の為、原則備品等の設置はできません。

広場3（ディープフォレスト）



広場・ウェルネスプラザ概要

■ 広場4・広場5（ビオフォレスト）について

地域の防災性の向上に寄与する機能、生物生息空間としての機能、環境学習の場としての機能を備えた広場

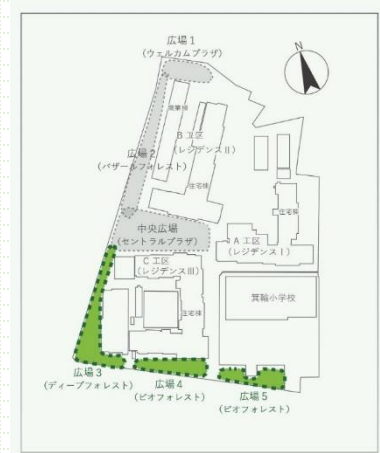
■ 概要

広場4面積：約820㎡

広場5面積：約1,000㎡

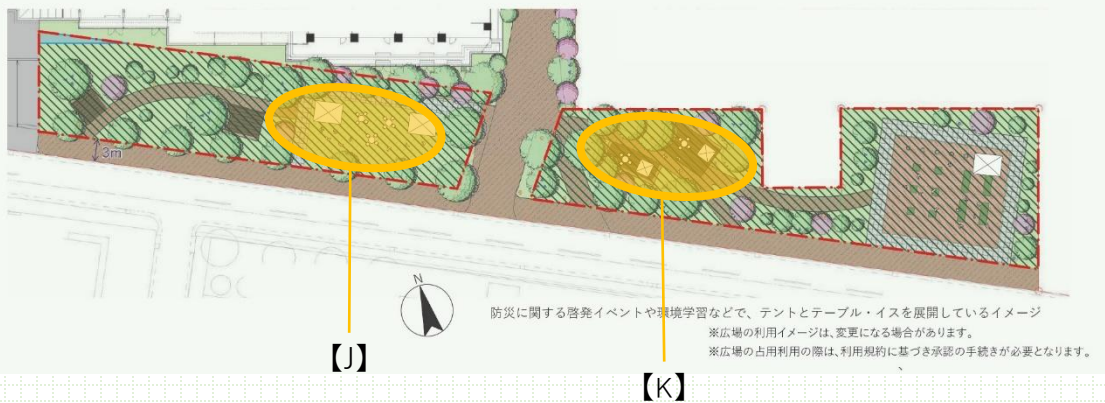
■ 利用可能設備

- ・電源：あり
- ・水道：あり



青色部分については歩行者導線確保の為、原則備品等の設置はできません。

広場4、広場5（ビオフォレスト）



【J】付近

利用イメージ

【J】約10m×約20m（芝生の範囲）

【K】かまどベンチなどを利用した防災イベント

広場・ウェルネスプラザ概要

■ ウェルネスプラザについて

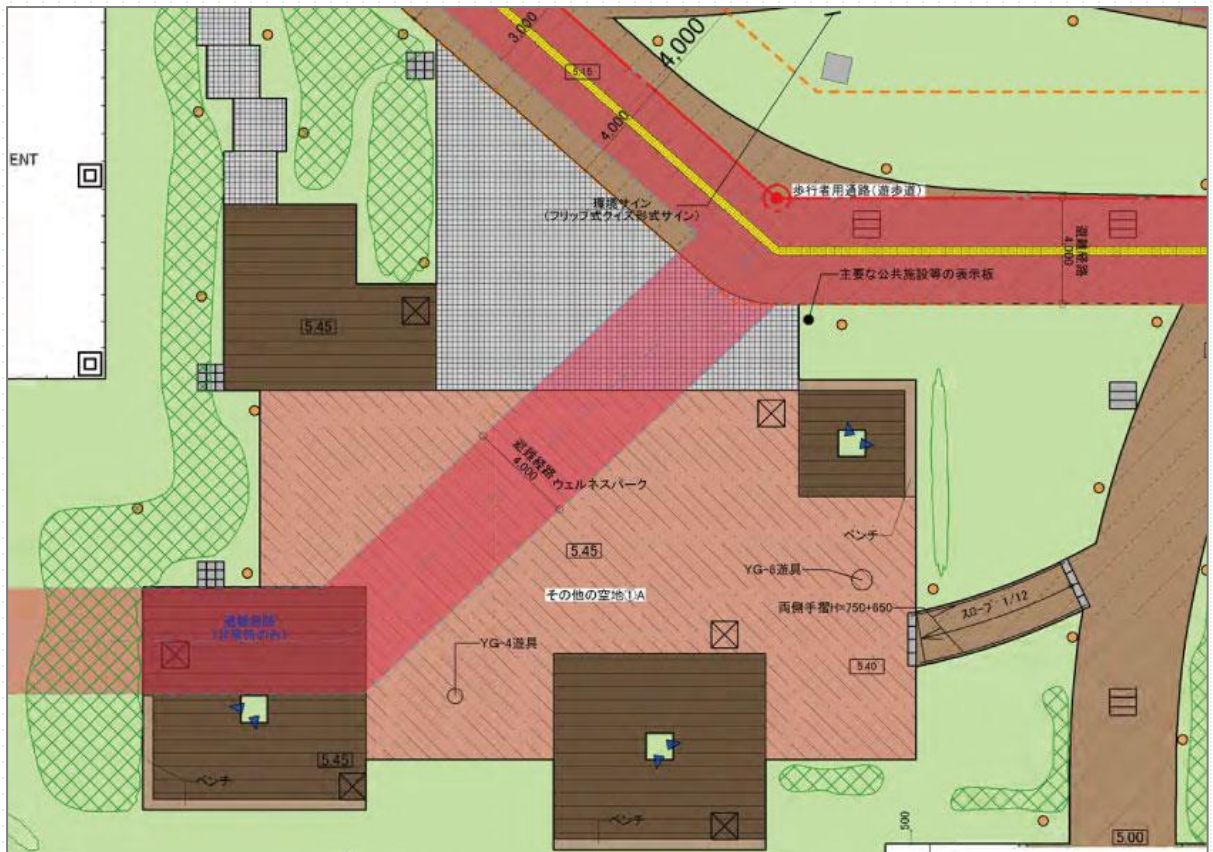
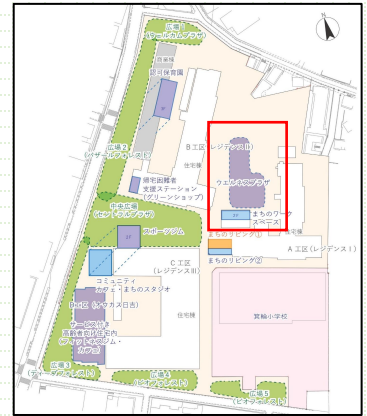
住民の健康づくりとコミュニティを促進するための広場

■ 概要

面積 : 約725㎡

■ 利用可能設備

- ・電源 : あり
- ・水道 : あり



その他、占用利用における各種手続き

■ 備品の搬入方法

車両での搬入・搬出については、原則、ソコラ日吉の駐車場をご利用ください。

■ 広場への車の乗り入れ

原則、広場への車の乗り入れは禁止しています。

■ 利用備品の申請

必要備品がある場合は、事前に申請をお願いいたします。（備品一覧は別紙にて記載）

■ 電気・水道利用について

広場の電気・水道利用する場合は、予め電力の検診をお願いする場合がありますので、ご利用希望の場合はお問い合わせください。

■ 食品を扱う場合

食品営業の許可申請等は、港北区生活衛生課へお問い合わせください。

■ 露店等を開設する場合

露店等開設届書は、消防署予防課にお問い合わせください。

■ 保険について

イベント実施に伴うイベント保険については、占用利用者にてご加入ください。

■ その他

その他占用利用に伴い、必要な手続きが発生する場合は、占用利用者の責任の下、確認の上、手続きをお願いします。

占有利用のキャンセル手続き

占有利用のキャンセル手続きについて、占有利用当日の**14営業日前**までに必ず運営事務局へご連絡をお願いします。

※当日キャンセルや無断キャンセルが複数回発生する場合には、利用の制限をさせていただきます。

※尚、当日の天候や強風、その他安全上の都合により事務局側にて占有利用の中止を決める場合があります。

占用利用の申請手続き・実施

■ お申込みの流れ

STEP 1： お問合せ & 事前相談【随時】

占用利用に関するお問合せや事前相談は、随時受付けております。

お問い合わせ先：一般社団法人 ACTO 日吉 運営事務局

E-mail： info@be-acto-hiyoshi.net

※広場の占用利用が可能となるのは原則として、正会員であるプラウドシティ日吉団地管理組合、野村不動産(株)及び一般会員、賛助会員、特別会員のうち、法人格を有する会員とします。

※同一申請者による占用利用日数は、原則連続2日間を限度とします。

STEP 2： 必要書類の送付&予約【6か月前受付開始/3か月前受付終了】

当該期間の空き状況を確認後、メールにて占用利用申請書をご送付いたします。

必要事項をご記入の上、占用利用申請書をお送りください。

申請書が提出された時点で予約となります。

STEP 3： 占用利用承諾通知【概ね3か月前まで】

企画概要書をお送りください。

審査の結果、使用が承認されましたら事務局から「占用利用承諾」の通知をいたします。

STEP 4： 事前調整【2か月前まで】

ご利用前に、会場下見、実施打合せをお済ませください。下記の予定で各資料のご提出をお願いいたします。

・利用開始30日前：届出用資料（イベント概要/組織・運営体制図レイアウト/警備員等）

・利用開始15日前：最終イベントマニュアル（届出用資料+タイムスケジュール/意匠計画/電気図/連絡先等）

※ご利用に際しては、施設利用にあたっての各種届の提出も必要となります。届け出書類の種類はご利用スペースや実施内容により異なります。詳細内容、締切等は、事前のお打合せや現地の下見をされる際に随時ご説明いたします。

※イベント開催にあたって安全確保の為、主催者に内容の変更（一部変更）をお願いする場合があります。

STEP 5： 占用利用【2週間前～当日】

マルシェ等の販売行為や複数の利用者が関わる際には、事前に運営関係リストを作成し、提出をお願いします。

※占用利用中の会場警備、来場者整理、誘導等は利用者の責任で行っていただくようお願いいたします。

※広場等の占用利用後は撤収する際に、当法人運営事務局へ占用利用終了の連絡を行ってください。

※使用場所について、使用前後の状況記録の為、必ず主催者にて写真の撮影を行ってください。

STEP 6： お支払い

占用利用料および諸経費の請求書を発行いたしますので、お支払いください。

占用利用制限・遵守事項

1. 占用利用制限

次の事項に該当する場合又は該当するおそれがあると認められた場合は、利用を制限し、不承認とします。
また、当法人はこのために生じた損害賠償の責任を一切追わないものとします。

- 1 当法人の掲げるエリアマネジメント10の方針のいずれにも該当しない場合
- 2 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 3 政治、思想、宗教、ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等に関係すると認められた場合
- 4 広場等の備品や植栽等が汚損又は破損のおそれがある場合
- 5 占用利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸した場合
- 6 発火又は引火性の物品や危険物を持ち込んだ場合
- 7 その他、広場の管理・運営上支障があると認められる場合

2. 占用利用上の遵守事項

次の事項に掲げるものを遵守し、ご利用ください。

- 1 占用利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- 2 広場等内の備品や植栽等が汚損又は破損があった場合、速やかに当法人運営事務局へ報告すること。
- 3 前項の損害に対する賠償金については、利用者にて全額負担するものとする。また利用者が現状復旧の義務を負うこととする。
- 4 関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法等）に基づき開催すること。
- 5 衛生面に注意して利用すること。
- 6 占用利用後は清掃の上、備品等を整理整頓し、原状に復すこと。
- 7 占用利用に際し発生したゴミ等は、持ち帰ること。
- 8 対象地区内は、バイク・自転車等を降りて通行すること。
- 9 利用者は、利用後、備品撤収・清掃・原状復旧を確認すること。
- 10 広場等の歩行者用通路について、歩行者用通路やバリアフリー通路など、別紙記載の「広場等概略図（広場区分け図）」を参照し、必要通路を確保して占用利用すること。

利用の取消し、利用の中止

次の事項に掲げるものに該当すると判断した場合、運営事務局は利用者に対し、利用の取消し及び利用の中止をすることができます。

- 1 利用制限に掲げる内容に該当する場合
- 2 利用上の遵守事項に掲げる内容に反した場合
- 3 占有利用について、申請内容と開催時の内容が大きく異なる場合、条件に反した場合
- 4 当法人の許可なく、広場等の占有利用が発生した場合
- 5 公益上やむを得ない事由が発生した場合
- 6 災害や事故、その他非常事態の事由が発生した場合
- 7 施設の修理、改修等の緊急を要する事象が発生した場合
- 8 関係諸官庁から中止命令が出た場合

注意事項

次の事項に掲げるものに注意し、ご利用ください。

- 1 占用利用中は、事故防止など十分な安全を確保し行うこと。
- 2 占用利用中の会場警備、来場者整理、誘導等は利用者の責任で行うこと。占用利用内容や集客見込みに応じて、会場警備や来場者の整理、誘導等の警備体制を整えることを占用利用条件に加える。
- 3 占用利用者は、占用利用にかかる一切についての責任を持つこと。
- 4 イベント保険の加入は占用利用者の責任で行うこと。イベント保険未加入にて広場等を占用利用した場合、広場等内の備品や植栽、施設等の汚損又は破損等が確認された際は、修繕費、備品購入費、損害賠償の全額を占用利用者に請求する。
- 5 騒音や暴力行為等の迷惑行為を行わないよう、周辺に対して十分に配慮すること。
- 6 周辺住民や他の施設の利用者に迷惑をかけたリ、プライバシーを侵害したりしないよう十分配慮する。
- 7 占用利用の範囲は活動に必要な範囲にとどめ、他の施設の業務に支障を与えないこと。
- 8 利用後の原状回復と清掃については、占用利用者が責任を持って実施すること。
- 9 火気及び危険物を伴う占用利用は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法等）に基づき開催すると共に安全面に十分配慮すること。
- 10 臭い及び煙の発生するおそれのある設備等を利用しないこと。
- 11 広場等での営業行為や公告等の配布は行わないこと。ただし、事前に当法人運営事務局より許可を得た場合はこの限りでない。当法人運営事務局に無断で前項の行為を実施した場合は、占用利用を中止とする。
- 12 広場等専用のトイレは設置しないものとする。ただし、多数の利用者が見込まれる場合には、事前に当法人運営事務局と協議し、占用利用者の負担において仮設トイレを設置することとする。
- 13 広場等専用の駐輪場、駐車場は設置しないものとする。参加者の交通手段については、占用利用申請者の責任において、公共交通機関の利用や近隣の有料駐車場等の案内等、責任をもって行うこととする。
- 14 活動に関する荷物の搬入車については、事前に当法人運営事務局と協議の上、専用の荷捌きスペースを活用し、利用箇所まで代車で運搬することとする。
- 15 広場等通行者との接触等人身事故及び備品などの盗難等のすべての事故等が生じた場合、速やかに当法人運営事務局報告することとする。
- 16 マルシェ等により販売を行う場合、責任の所在を明確にし、クレーム等のトラブルについては、占用利用者側で対処すること。
- 17 万が一トラブルが発生した際は、占用利用者は速やかに当法人運営事務局に報告する義務を負う。またトラブルの解決については占用利用者の責任において行うものとする。
- 18 広場等は、禁煙とする。
- 19 当法人の許可なく指定の場所以外に、みだりにビラ、ポスター等を貼付すること。
- 21 備品等を広場等から持ち出すこと。

お問い合わせ先

一般社団法人 ACTO 日吉 運営事務局

E-mail : info@be-acto-hiyoshi.net

営業日 : 月・水・木・金・日

営業時間 : 10:00~17:00

休業日 : 火・土・祝日 及び夏季休業・年末年始

更新 : 20240401